

### 特定口座内の譲渡損益に係る税額計算について

弊社は平成19年分（平成19年1月4日約定～）より譲渡損益に係る税額計算を従来の総額方式から単価方式に変更いたしました。現在、国税当局の見解では方式の選択は証券会社の任意とされております。方式の違いは以下のとおりとなりますので、弊社はお客様が有利となります単価方式に変更いたしました。

なお、税法上、譲渡損益の税額計算において、同一銘柄の株式を2回以上にわたって取得した場合は、売却時毎にそれまでの取得分を集計し「総平均法に準ずる方法」で取得単価を算出します。

例えばA銘柄の具体的な売買事例で比較算出しますと以下のとおりです。

取引明細							特定口座内の管理残高		
年月日	購入数量 (株)	購入単価 (円)	購入価額 (円)	売却数量 (株)	売却単価 (円)	売却価額 (円)	保有数量 (株)	総額方式 (取得価額：円)	単価方式 (取得単価：円)
18.09.02	1,000	1,000	1,001,050				1,000	1,001,050	
19.01.05	2,000	1,100	2,201,050				3,000	3,202,100	
19.03.20				1,000	1,300	1,298,950	2,000	2,134,734	1,068
19.04.16	2,000	1,200	2,401,050				4,000	4,535,784	
19.05.30				1,000	1,400	1,398,950	3,000	3,421,838	1,135

#### 平成19年3月20日に売却した1,000株の譲渡損益計算

イ) 総額方式の場合：保有3,000株に対し「総平均法に準ずる方法」で1,000株の取得価額を算出します

$$1,000 \text{ 株の取得価額は } \frac{1,001,050 \text{ 円} + 2,201,050 \text{ 円}}{3} = 1,067,366.666 \text{ 円 (小数点を以下切り捨て 1,067,366 円とします。)}$$

譲渡損益計算は、売却価額から取得価額を差引いて算出しますので、譲渡損益は231,584円（1,298,950円 - 1,067,366円）となります。

譲渡益231,584円の税額は、地方税3%と国税7%をそれぞれ乗じて算出し、小数点以下は切り捨てられて23,157円となります。

なお、残り2,000株の取得価額は2,134,734円（3,202,100円 - 1,067,366円）となります。

ロ) 単価方式の場合 : 保有 3,000 株に対し「総平均法に準ずる方法」で 1 株の取得単価を算出します

$$1 \text{ 株の取得単価は } \frac{1,001,050 \text{ 円} + 2,201,050 \text{ 円}}{1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株}} = 1,067.366 \text{ 円 (小数点以下切り上げ 1,068 円とします。)}$$

譲渡損益計算は、売却価額から取得価額を差引いて算出しますが、単価方式の取得価額は取得単価に株数を乗じて算出します。

譲渡益は 230,950 円 (1,298,950 円 - (1,068 円 × 1,000 株)) となります。

譲渡益 230,950 円の税額は、地方税 3%と国税 7%をそれぞれ乗じて算出し、小数点以下は切り捨てられて 23,094 円となります。

なお、残り 2,000 株の取得単価は 1,068 円となります。

平成 19 年 5 月 30 日に売却した 1,000 株の譲渡損益計算

イ) 総額方式の場合 : 保有 4,000 株に対し「総平均法に準ずる方法」で 1,000 株の取得価額を算出します

$$1,000 \text{ 株の取得価額は } \frac{2,134,734 \text{ 円} + 2,401,050 \text{ 円}}{4} = 1,133,946 \text{ 円}$$

譲渡損益計算は、売却価額から取得価額を差引いて算出しますので、譲渡損益は 265,004 円 (1,398,950 円 - 1,133,946 円) となります。

譲渡益 265,004 円の税額は、地方税 3%と国税 7%をそれぞれ乗じて算出し、小数点以下は切り捨てられて 26,500 円となります。

なお、残り 3,000 株の取得価額は 3,401,838 円 (4,535,784 円 - 1,133,946 円) となります。

ロ) 単価方式の場合 : 保有 4,000 株に対し「総平均法に準ずる方法」で 1 株の取得単価を算出します。

$$1 \text{ 株の取得単価は } \frac{(1,068 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) + 2,401,050 \text{ 円}}{2,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株}} = 1,134.262 \text{ 円 (小数点以下切り上げ 1,135 円とします。)}$$

譲渡損益計算は、売却価額から取得価額を差引いて算出しますが、単価方式の取得価額は取得単価に株数を乗じて算出します。

譲渡益は 263,950 円 (1,398,950 円 - (1,135 円 × 1,000 株)) となります。

譲渡益 263,950 円の税額は、地方税 3%と国税 7%をそれぞれ乗じて算出し、小数点以下は切り捨てられて 26,394 円となります。

なお、残り 2,000 株の取得単価は 1,135 円となります。

以上